

意見書の提出

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化
に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症により地域経済にも大きな影響が及び、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。当市においても、基幹産業たる観光関連産業等において多大なダメージを受けるなど、地方自治体では、長期化する感染症対策や緊急経済対策にも迫られ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されるため、国に対し、以下5項目の確実な実現を強く要望する。



- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。
- 2 地方交付税は、引き続き財源保障機能と財源調整機能が発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 減収補填措置を講じ、減収補填債の対象税目も地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に努め、国税・地方税の政策税制は、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続においては、有効性等を厳格に判断すること。
- 5 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であるため、制度の根幹に影響する見直しは、地方自治体の財政基盤を脅かすものであり断じて行わないこと。先の中小企業等に対する緊急経済対策として講じた特例措置は、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書



甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。国は防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。本市でも、令和2年7月豪雨では土砂災害による交通網の分断や孤立集落が生まれ、住民生活に支障をきたす甚大な被害が発生したため、国に対し、以下3項目の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
- 2 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 3 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図り、国土強靱化の財源を安定的に確保する措置を講ずること。その配分では、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

この記事は要約して掲載しています
原文はホームページを参照ください

